

豊田市農業委員会議事録

令和3年11月29日、豊田市農業委員会会長 横条 鈞は、令和3年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第67号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第70号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第71号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第72号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第73号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (12名)

1番 鈴木喜一郎	2番 築山正樹	3番 西山 弥太郎
4番 石川 幸子	_____	_____
7番 杉浦 俊雄	_____	9番 梅村 逸次
_____	11番 梅村 貢司	_____
_____	14番 伊藤喜代司	15番 伊藤 政和
16番 浅見富士男	_____	18番 杉田 雅子
19番 横条 鈞		

< 欠席委員 > (7名)

5番 為井 裕	6番 近藤 和人	8番 土方 和子
10番 水野 省治	12番 中島 匡代	13番 加知 満
17番 林 如実		

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	副主幹 山岡 雅史	担当長 加藤 泰平
主査 鈴木 彩	主査 伊藤 寿信	主査 白川 佳宏
主事 生田 卓哉		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局に説明を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、6番、近藤和人委員、8番、土方和子委員、10番、水野省治委員、12番、中島匡代委員、13番、加知満委員、17番、林如実委員、以上、7名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

15番、伊藤政和委員、16番、浅見富士男委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第67号から第73号までの審議案件7点とその他、報告案件6件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第67号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第67号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

95番、河合町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

96番、秋葉町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

97番、若草町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

98番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

99番、榊塚西町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

100番、亀首町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

101番、永太郎町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

102番、小町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

103番、伯母沢町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第67号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第67号は承認決定されました。

令和3年議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

24番、前田町の件、農地改良（一時転用）です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、25番、若林東町の件、貸駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、26番、若林東町の件、貸駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、27番、東大林町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員： 27番、特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第68号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

256番、前田町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、257番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、258番、竹町の件、駐車場・モータープールです。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にあ

る農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、259番、西田町の件、営農型太陽光発電施設設置です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、260番、高岡本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、261番、高岡本町の件、自動車整備工場・駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、262番、若林東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、263番、若林東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 260番から263番、4件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、264番、駒新町の件、ガスメーター設置工事に伴う作業場等です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超え

ている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、265番、駒新町の件、ガスメーターの設置です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、266番、本徳町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、267番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号266番、267番、特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、268番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、269番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、270番、花沢町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員：特に問題、異議はございません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました15件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第70号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和3年議案第70号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

11番、本町の件、変更内容は事業者変更です。

本件、平成19年12月26日付第5条許可を工場で得ました。しかしながら、当初許可を受けた受人の経営が悪化し、資金繰りが困難となったため、現

在まで事業が完了しておりません。今般、同一の転用目的で新たに継承者が見つかったため、当初事業計画から事業継承をすることで事業完了を図るものです。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、12番、吉原町の件、変更内容は期間延長です。

本件、平成31年3月13日付第5条許可、令和2年11月20日付で事業目的変更による事業計画変更承認を得ておりますが、コロナウイルスによる経営の悪化に伴い、事業完了の目途がまだ立っておりません。このため、当初の事業計画では第1期の貸駐車場としての利用を1年間としておりましたが、現在この期間を一時転用の満期となる3年間まで延長したく、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

なお、利用期間終了後は、速やかに第2期の転用目的である農林水産物処理施設の着工に入り、完了まで行うこと、再度の期間延長の申請は行わないことを申請者に既に確認しております。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨を御意見いただいておりますので、御報告いたします。

続きまして、13番、東大見町の件、変更内容は期間延長です。

本件、令和3年1月18日付第5条許可を得ておりますが、工期に遅れが生じており、当初の完了予定の令和4年1月20日から同年3月31日まで工期を延長したく、今般、申請をするものです。

お願いします。

伊藤委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第70号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第70号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第71号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第71号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

9番、上挙母の件、主たる従事者の故障のためです。

担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第71号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は承認決定されました。

令和3年議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和3年12月1日から貸借の期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第72号資料①は、利用権の総括表になります。議案第72号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第72号資料①の総括表で御説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年12月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、22筆、1万7,013平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第72号は承認決定されました。
令和3年議案第73号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第73号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。
別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に
該当しないと判断します。

別紙A4の資料、3ページから11ページを御覧ください。

今回、保見、旭、猿投、下山、足助、藤岡地区の合計で358筆、15万7,
237.47平方メートルの土地を非農地と判断します。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基
づき、既に森林、原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に
該当しないと判断します。

以上で説明を終わります。お願いします。

会 長： 事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第73号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いしま
す。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第73号は承認決定されました。
続きまして、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案12ページ及び別紙配付資料12ページ及び13ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案13ページを御覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

9番、御船町の案件から14ページを御覧ください、16番、渡刈町の案件までの8件について、近々、納税猶予期間が20年を超過する農地として税務署からの照会があり、事務局において現地を確認し、その利用状況について既に回答したことを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

143番、上郷町の案件から、21ページを御覧ください、169番、豊松町の案件までの27件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

9番、堤町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

60番、浄水町の自己用住宅の案件から、24ページを御覧ください、65番、前山町の店舗及び集合住宅の案件までの6件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案25ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

170番、野見山町の自己用住宅の案件から、30ページを御覧ください、191番、四郷町の駐車場の案件までの21件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたします。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時22分)

議事録署名者

_____ 印

_____ 印